

6 事業計画の変更に伴う予測・評価の見直し

6.1 見直し項目及びその理由

「4 事業計画の変更の概要及びその理由」、「5 事業計画の変更内容」に示した事業計画の変更に伴い、関連する項目について予測の見直しを行った。

評価書において予測を行った項目についての、予測の見直しの検討結果及びその理由は、表6-1(1)～(4)に示すとおりである。

表6-1(1) 予測の見直し項目及びその理由

項目	見直しの理由	再予測の有無
大気汚染	<p>【建設機械の稼働に伴う排出ガス】 施工計画の変更に伴い、建設機械の稼働台数及び汚染物質排出量が最大となる期間（工事開始2～13ヶ月目の1年間：既存管理棟等解体工事・造成工事、工事開始66～77ヶ月目の1年間（変更）：既存工場棟解体工事）は一部変更となるが、最大となる1年間における汚染物質排出量は変更前と同程度であり、評価の結論は変わらないことから、予測の見直しは行わない。</p> <p>なお、上記の期間のうち、既存管理棟等解体工事・造成工事中の建設機械の稼働に伴う排出ガスの事後調査については、既に工事の施行中その1の事後調査報告書で報告したとおり、建設機械の稼働に伴う汚染物質排出量が最大となる時点（工事開始6ヶ月目）である平成29年12月20日（水）0時～12月26日（火）24時までの1週間において事後調査を行った結果、建設機械の稼働により周辺環境に著しい影響は及ぼしていないことを確認済みである。</p>	×
	<p>【工事用車両の走行に伴う排出ガス】 施工計画の変更に伴い、工事用車両の走行台数及び工事用車両の走行に伴う影響が最大となる時点（工事開始6ヶ月目：既存管理棟等解体工事と造成工事が重なる時期）に変更はなく、この時点での工事用車両の走行台数は造成工事期間を長くしたことによる台数の平準化により減少しており、今後もこの時点工事用車両の走行台数を上回ることはなく、評価の結論は変わらないことから、予測の見直しは行わない。</p> <p>なお、上記の既存管理棟等解体工事と造成工事が重なる時期の工事用車両の走行に伴う排出ガスの事後調査については、既に工事の施行中その1の事後調査報告書で報告したとおり、工事用車両の走行台数が最大となる時点（工事開始6ヶ月目）である平成29年12月20日（水）0時～12月26日（火）24時までの1週間において事後調査を行った結果、工事用車両の走行台数は予測条件よりも減少していたこと、工事用車両の走行により周辺環境に著しい影響は及ぼしていないことを確認済みである。</p>	×
	<p>【施設の稼働に伴う排出ガス】 今回の変更に伴う工事の完了後の施設の稼働条件に変更はないことから、予測の見直しは行わない。</p>	×
	<p>【清掃車両の走行に伴う排出ガス】 今回の変更に伴う工事の完了後の清掃車両等の走行条件に変更はないことから、予測の見直しは行わない。</p>	×
悪臭	<p>【煙突（熱回収施設（焼却施設）の排ガス排気口）における臭気排出強度】 【煙突（臭突）における臭気排出強度】 【プラットホーム出入口周辺の敷地境界における臭気指数】 今回の変更に伴う工事の完了後の施設の稼働条件に変更はないことから、予測の見直しは行わない。</p>	×

表6-1(2) 予測の見直し項目及びその理由

項目	見直しの理由	再予測の有無
騒音・振動 工事の 施行中	<p>【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動】</p> <p>施工計画の変更に伴い、建設機械の稼働台数及び建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時点（工事開始3ヶ月目：既存管理棟等解体工事、工事開始6ヶ月目：既存管理棟等解体工事・造成工事、工事開始19ヶ月目（変更）：本体工事、工事開始74ヶ月目（変更）：既存工場棟解体工事）は一部変更となるが、この時点での建設機械の稼働台数は変更前と同様であり、建設機械の稼働に伴う影響は同程度であると考えられ、評価の結論は変わらないことから、予測の見直しは行わない。</p> <p>なお、上記の時点のうち、既存管理棟等解体工事中、並びに既存管理棟等解体工事・造成工事中の建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動の事後調査については、既に工事の施行中その1の事後調査報告書で報告したとおり、既存管理棟等解体工事において建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時点（工事開始3ヶ月目）である平成29年9月4日（月）7時～18時、並びに既存管理棟等解体工事・造成工事において建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時点（工事開始6ヶ月目）である平成29年12月21日（木）7時～18時において事後調査を行った結果、建設機械の稼働により周辺環境に著しい影響は及ぼしていないことを確認済みである。</p>	×
	<p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動】</p> <p>施工計画の変更に伴い、工事用車両の走行台数及び工事用車両の走行に伴う影響が最大となる時点（工事開始6ヶ月目：既存管理棟等解体工事と造成工事が重なる時期）に変更はなく、この時点での工事用車両の走行台数は造成工事期間を長くしたことによる台数の平準化により減少しており、今後もこの時点の工事用車両の走行台数を上回ることはなく、評価の結論は変わらないことから、予測の見直しは行わない。</p> <p>なお、上記の既存管理棟等解体工事と造成工事が重なる時期の工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動の事後調査については、既に工事の施行中その1の事後調査報告書で報告したとおり、工事用車両の走行台数が最大となる時点（工事開始6ヶ月目）である平成29年12月21日（木）6時～22時において事後調査を行った結果、工事用車両の走行台数は予測条件よりも減少していたこと、工事用車両の走行により周辺環境に著しい影響は及ぼしていないことを確認済みである。</p>	×
工事の完了後	<p>【施設の稼働に伴う騒音・振動】</p> <p>今回の変更に伴う工事の完了後の施設の稼働条件に変更はないことから、予測の見直しは行わない。</p>	×
工事の完了後	<p>【清掃車両の走行に伴う騒音・振動】</p> <p>今回の変更に伴う工事の完了後の清掃車両等の走行条件に変更はないことから、予測の見直しは行わない。</p>	×
土壌汚染 工事の 施行中	<p>【土壌中の有害物質の濃度】</p> <p>【地下水への溶出の可能性の有無】</p> <p>【汚染土壌の量】</p> <p>今回の変更に伴う工事の施行中の土壌汚染対策の内容に変更はないことから、予測の見直しは行わない。</p>	×
	<p>【土壌中の有害物質の量】</p> <p>【地下水への溶出の可能性の有無】</p> <p>今回の変更に伴う工事の完了後の土壌汚染対策の内容に変更はないことから、予測の見直しは行わない。</p>	×

表6-1(3) 予測の見直し項目及びその理由

項目		見直しの理由	再予測の有無
地盤	工事の施行中	【掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度】 【掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度】 今回の変更に伴う工事の施行中の山留壁や掘削の範囲及び深さは変更前と同程度であり、採用する山留工法や山留支保工も変更前と同様であることから、予測の見直しは行わない（資料編 p. 6～13 参照）。	×
	工事の完了後	【施設の存在（地下構造物等）に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度】 今回の変更に伴う工事の完了後の地下構造物等の範囲及び深さは変更前と同程度であることから、予測の見直しは行わない。	×
地形・地質	工事の施行中	【造成工事に伴う斜面等の安定性の変化の程度】 今回の変更に伴う工事の施行中の造成工事に伴う斜面等の施工条件に変更はないことから、予測の見直しは行わない。	×
	工事の完了後	【施設の存在に伴う斜面等の安定性の変化の程度】 今回の変更に伴う工事の完了後における斜面等の設計条件、管理方法に変更はないことから、予測の見直しは行わない。	×
水循環	工事の施行中	【掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度】 今回の変更に伴う工事の施行中の山留壁や掘削の範囲及び深さは変更前と同程度であり、採用する山留工法も同様であることから、予測の見直しは行わない（資料編 p. 6～13 参照）。	×
	工事の完了後	【施設の存在（地下構造物等）に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度】 今回の変更に伴う工事の完了後の地下構造物等の範囲及び深さは変更前と同程度であることから、予測の見直しは行わない。	×
		【土地の改変に伴う表面流出量の変化の程度】 今回の変更に伴う工事の完了後の土地の改変条件に変更はなく、また、敷地東側の雨水浸透貯留槽は、敷地の主に東側に位置する残留緑地内の流量を鶴見川流域へ放流することで対応可能となったことから、新設する雨水浸透貯留槽は、2ヶ所（駐車場内及び残留緑地内：貯留量は共に700m ³ /hr）から1ヶ所（駐車場内のみ：700m ³ /hr以上）に変更となるが、表面流量の変化は同程度であることから、予測の見直しは行わない。	×
生物・生態系	工事の完了後	【植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度】 【動物相の変化の内容及びその程度】 【生息(育)環境の変化の内容及びその程度】 【緑の量の変化の内容及びその程度】 【陸域生態系の変化の内容及びその程度】 今回の変更に伴う工事の完了後の土地利用の条件に変更はないことから、予測の見直しは行わない。	×
日影	工事の完了後	【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 【日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 今回の変更に伴う建物及び煙突の位置、高さ、形状に大きな変更はないことから、予測の見直しは行わない。	×

表6-1(4) 予測の見直し項目及びその理由

項目	見直しの理由	再予測の有無
電波障害	<p>【計画建築物等の設置による遮へい障害及び反射障害】</p> <p>今回の変更に伴う建物及び煙突の位置、高さ、形状に大きな変更はなく、環境保全のための措置にも変更はないことから、予測の見直しは行わない。</p>	×
景観	<p>【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>【圧迫感の変化の程度】</p> <p>今回の変更に伴う建物及び煙突の位置、高さ、形状に大きな変更はなく、景観形成方針にも変更はないことから、予測の見直しは行わない。</p>	×
自然との触れ合い活動の場	<p>【自然との触れ合い活動の場の消滅又は改変の程度】</p> <p>【自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度】</p> <p>今回の変更に伴う工事の施行中の施工条件、フットパスコースの代替ルートの整備計画等に変更はないことから、予測の見直しは行わない。</p>	×
廃棄物	<p>【撤去構造物及び伐採樹木の排出量、再利用量及び処理・処分方法等】</p> <p>今回の変更に伴う工事の施行中の撤去構造物及び伐採樹木の範囲・量に変更はないことから、予測の見直しは行わない。</p>	×
	<p>【建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再利用量及び処理・処分方法等】</p> <p>建設廃棄物については、今回の変更に伴う工事の施行中の施工量に変更はなく、建設廃棄物の量に変更はないことから、予測の見直しは行わない。</p> <p>建設発生土については、今回の変更に伴い工事の施行中の造成高が高くなり、造成工事に伴う建設発生土の量が少なくなるほか、建設発生土の再利用の方針に変更はないことから、予測の見直しを行わない。</p>	×
	<p>【施設の稼働に伴う廃棄物の排出量、再利用量及び処理・処分方法等】</p> <p>今回の変更に伴う工事の完了後の施設の稼働条件、廃棄物の処理条件に変更はないため、予測の見直しは行わない。</p>	×
温室効果ガス	<p>【施設の稼働に伴う一般廃棄物の焼却及びエネルギーの使用による温室効果ガスの排出量及びその削減の程度】</p> <p>今回の変更に伴う工事の完了後の一般廃棄物の焼却量、エネルギー使用量、エネルギーの有効利用計画の内容等に変更はないため、予測の見直しは行わない。</p>	×